

# 甲州市立大藤小学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次の通り策定する。

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。

#### ②いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な生活アンケート調査を学期1回実施するとともに、教育相談を通じた担任による聞き取り調査を随時行い、必要な措置を講じる。
- 生活アンケート調査実施後、気になる事案については、担任との面談を実施し生徒指導会議において全職員で対応する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

#### ③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質能力の向上を図る。

#### ④インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを理解させるための、情報モラル教育を推進し、児童の意識向上を図る。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。  
〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（教育相談コーディネーター）
- 〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。  
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉 学期1回（6月・11月・2月）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- その他、全教職員による生徒指導会議を月1回行う。
- 状況によっては、上記構成員にSC、SSW、学校評議員等を加えた「特別対策委員会」を開く。

### ②いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。  
また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったときは、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 重大事態に至る要因となったいじめ行為についての事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供するとともに、甲州市教育委員会に報告する。

## (4) その他の留意事項

- ① 校務の効率化を図り、児童と向き合ったり、いじめに係わる相談等に応じたりする時間の確保に努める。
- ② 保護者や地域住民と連携を図り、課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。
- ③ 学校評価にいじめに関する取り組みを加えるとともに、児童の意識調査や保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見に活用する。